○障害者共同作業所

|指定した施設と指定管理者

社会福祉法人あおい会

丹原高齢者生 小松生き

# 市役所の

指定管理者を指定しました平成24年度からの

では平成18年度から、

公

# よくする会 指定期間

祉協議会

○やすらぎ苑

○本谷温泉館 道前総業有限会社

○石鎚ふれあいの里 株式会社キャップ

石鎚ふれあいの里大保木を

4

9

○東予総合福祉センター、 祉協議会 福祉センター 原福祉センター、 小松地域 丹

社会福祉法人西条市社会福

■延長開始日・相談時間

いデイサービスセンター

活福祉センター、 老人憩の家、

毎日19時~翌8時 4月1日(日)

社会福祉法人西条市社会福 短縮ダイヤル「#8000 ○プッシュ回線・携帯電話 ※3月31日出まで19時から23時 電話番号

TL 089-913-2777 ○ダイヤル回線

※状況に応じて医師が対応 相談担当 看護師等

期間が満了した施設の第3期 決定しました。 目の指定管理者を次のとおり ています。 者などに委ねることができる 指定管理者制度」を導入し 今回、 施設の管理運営を民間事業 平成24年3月に指定

> を延長します 「#8000」 の相談時 間

助言を行い、 しています。 症状や経過等を聴収した上で 者からの相談に対し、 るか否かなど判断に迷う保護 小児の急な病気やケガに関 医療機関での受診を要す 医療機関も紹介 電話で

TEL 年3月31日 小児救急医療電話相談事業 問合せ  $\begin{array}{c} 0 \, 8 \, 9 \, 7 \, - 5 \, 2 \, - \, 1 \, 3 \, 6 \\ \end{array}$ 行政改革推進係 市庁舎本館行政 改革 推 進 課

平成24年4月1日 の3年間 成 27

# 後期高齢者医療保険料が変わ

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度 保険料の見直しを行っています。医療給付費は、高齢化の進展や医療の高度化などにより、年々増加しています。 愛媛県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の保険料負担をできる限り軽減するため、愛媛県財政安定化基 金を最大限活用することとした上で、平成24・25年度の保険料を改定しました。

#### ■平成24・25年度保険料 (1人当たり:年額)

	24・25年度	22·23年度		
均等割額	44, 194円	41,227円		
所得割率	8.72%	7.84%		
限度額	550,000円	500,000円		

## ■保険料(年額)= 均等割額 + 所得割額

保険料(年額)	均等割額	所得割額
○限度額 55万円 ○10円未満 切捨	44, 194円	被保険者の前年所得から基礎控除(33万円)後の総所得金額×8.72%

### ■保険料の負担軽減を継続

- ○所得の低い方の軽減 世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。また基礎控除後の総所得 金額等が58万円以下の方は、所得割額を5割軽減します。
- ○被用者保険の被扶養者だった方の軽減 加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だっ た方(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

#### ■年金収入ごとの保険料(単身世帯の一例:年額)

年金収入	軽減割合	24・25年度	22・23年度	増額分
80万円	均等割9割軽減	4,410円	4,120円	290円
150万円	均等割 8.5 割軽減	6,620円	6, 180円	440円
200万円	均等割2割軽減 所得割5割軽減	55,840円	51,400円	4,440円

## 保険料決定とお知らせの時期

西条市では7月中旬に、被保険者 皆さんにお知らせする予定です。

#### ■問合せ

- ○愛媛県後期高齢者医療広域連合 TEL089-911-7733
- ○市庁舎本館国保医療課 医療係 TEL0897-52-1212

※収入の種類や金額によって軽減割合は異なります。詳しくはお問い合わせください。